

平成 24 年度 第 1 回税制調査会議事録

日 時：平成 24 年 10 月 19 日（金）16 時 30 分～

場 所：中央合同庁舎第 4 号館 11F 共用第 1 特別会議室

○大久保財務副大臣

それでは、時間が参りましたので、ただいまから第 1 回税制調査会を開催したいと思います。

本日、司会をさせていただきます、財務副大臣の大久保でございます。よろしくお願いいたします。

審議に先立ちまして、内閣改造に伴い税調委員も変更があります。新たな委員名簿の資料をお手元に配付しておりますので、御参考のほどよろしくお願いいたします。

また、本日は平成 24 年度に入り、第 1 回目の会合となりますので、会長、会長代行から御挨拶をいただきたいと思ひます。

それでは、城島会長、よろしくお願いいたします。

○城島財務大臣

本日から新しい政府税調のスタートを切りますので、私のほうから一言御挨拶を申し上げます。

我が国は、急速に進む少子高齢化や厳しい財政状況など、大きな課題に直面いたしております。

こうした中、三党合意を得て、去る 8 月 10 日に社会保障・税一体改革関連法案が成立をしたことは、極めて大きな意義を有するものであり、政府及び与野党の関係者に改めて感謝申し上げたいと思ひます。

今後、この社会保障・税一体改革を着実に進めていくことが重要であります。平成 25 年度税制改正案については、社会保障・税一体改革大綱や税制抜本改革法に係る三党合意といった、これまでの成果を踏まえながら、党とも密接に連携し、各党間での御論議を踏まえつつ検討していく必要があります。

まずは、本日から 3 回にわたり、各府省及び関係団体からの要望ヒアリングを皮切りに議論をキックオフさせたいと考えております。

税調委員の皆様には、国民の信頼に応える政策の実現に向けて御尽力を賜わりたいと思ひますので、よろしくお願いいたします。

○大久保財務副大臣

ありがとうございました。続きまして、樽床会長代行、いたします。

○樽床総務大臣

このたび、総務大臣として税制調査会の会長代行を拝命いたしました樽床でございます。どうかよろしくお願いいたします。

社会保障・税一体改革につきましては、先般、地方消費税率の引上げ等を内容とし

た地方税に係る税制抜本改革法が成立いたしました。今後残された課題について引き続き検討を進めていく必要があります。

また、引上げに向け、国民の皆様に一層の御理解と御協力をいただく必要がありますので、地方自治体の皆様とも協力しながら周知に努めてまいりたいと思っております。

また、地域の自主性及び自立性を高めるために、国が地方の税収を一方向的に減収せしめる税負担軽減措置などは、厳格な見直しを行っていただくよう、関係各位の御協力をお願いいたします。

以上であります。

○大久保財務副大臣

続きまして、前原会長代行、お願いします。

○前原国家戦略担当大臣

お疲れさまでございます。このたび、税制調査会の会長代行を拝命しました、前原でございます。よろしくお願い申し上げます。

日本経済の再生と財政健全の両立が我が国の喫緊の課題であり、国家戦略室におきまして、経済再生に向け、この7月に日本再生戦略を閣議決定したところであります。

また、財政健全化におきましては、8月に中期財政フレームの改定を行い、今後、3年間の歳出の枠を71兆円とすることなど、閣議決定をいたしました。

予算につきましては、国家戦略室を中心に25年度予算編成の基本方針を取りまとめ、歳出の枠を守りつつ、グリーン、ライフ等の重点分野への重点化を初め、日本再生に資する予算としていきたいと考えております。

この税制調査会におきましても、予算と裏表を成す税制につきましては、我が国が直面する課題に正面から取り組み、精力的な御検討をいただきたいと考えております。

日本再生戦略では、経済の活性化に向けたさまざまな検討課題を盛り込んでおり、税制においても効果的な措置を実施できるよう、関連要望項目を十分に検討いただきたいと考えております。

国家戦略室としましても、日本再生戦略の進捗、推進状況をしっかりとフォローアップしてまいります。

社会保障・税一体改革の着実な実行とともに、どのように日本経済を活性化していくか、各党間での議論の状況も注視しつつ、熱心な御議論をお願い申し上げます、御挨拶にかえします。よろしくお願い申し上げます。

○大久保財務副大臣

ありがとうございました。御挨拶は以上でございます。カメラの退場をお願いします。

(カメラ退室)

○大久保財務副大臣

それでは、本日の議題に入りたいと思います。

本日は、各府省から要望のヒアリングを行います。本日の日程については、お手元の資料のとおりでございます。

今後は、10月23日火曜日に残りの省庁から要望事項のヒアリングを行い、さらに25日木曜日には地方団体、経済団体から要望ヒアリングを行う予定であります。

その後、各府省からの要望事項について、租税の見直し基準、いわゆる「ふるい」と言っておりますが、「ふるい」に基づいて調整を行っていくこととなります。

まずは、税務当局と要望省庁との間で事務的に整理を行った上で、昨年同様、ここにいらっしゃいます政務レベルでの随時調整協議のプロセスに入りたいと考えております。具体的な日程については、追って御連絡をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元にお配りいたしております、各府省ヒアリング予定表の順番に従ってヒアリングを行いたいと思います。時間が限られておりますので、時間内にめり張りのついた説明を心がけていただくようお願い申し上げます。ぜひ、こちらはよろしくお願い申し上げます。

また、できる限り租税の見直し基準における有効性の観点、すなわち税収減を是認する費用対効果、いわゆる費用対効果 PBC に関してどのように見込まれるのかといった点について御説明をお願いしたいと思います。

説明者におかれましては、説明者の席を御用意しておりますので、そちらへ移動をお願いいたします。

なお、本日の日程表のとおり、閉会の時間は午後6時となっております。本日は金曜日でございますので、副大臣の先生方、大臣の先生方は、地元に戻る飛行機、新幹線等の時間があると思いますので、ぜひ限られた時間内での御審議を、櫻井副大臣も含めてお願いしたいと思います。

それでは、一番バッターの厚生労働省からのヒアリングを行いたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○櫻井厚生労働副大臣

お疲れさまでございます。よろしくお願い申し上げます。

大久保副大臣の説明の時間のほうが、私はよほど長かったと思いますが、厚生労働省におきましては、厚生労働省が取りまとめて要望するものが40項目、それから、他省庁と共同要望するものが6項目、きょうは9項目について説明をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料の一番最初、社会保険診療報酬の所得計算の特例の存続のお願いでございます。

これは、小規模な医療機関の所得計算の事務処理の負担の軽減を目的として、なおかつ経営の安定を図り、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的として、昭和29年に創設されております。

この制度については、昨年会計検査院から見直しをとということが指摘されまして、これに対しての精査を行いました。

この結果、この税制の適用者は高齢者層、それから社会保険診療報酬 2,500 万円以下の小規模医療機関層の割合が高い。

それから、この税制が廃止された場合の影響として、事業の継続ができなくなるおそれがあると回答したのも、高齢者層、それから社会保険診療報酬 2,500 万円以下の小規模医療機関層では約 5 割から 6 割と高くなっていることが明らかになっていることとございます。

この税制は、引き続き小規模医療機関等の事務処理の負担を軽減するものとして必要であり、基本的に維持するものと考えております。

次に、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置及び医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続でございます。

これは、社会保険診療については、その高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬に係る事業税に関し、非課税措置が認められているとともに、医療法人の社会保険診療以外の部分の所得については、事業税の軽減税率が認められております。

これに対して、一般法人から見れば、優遇されているのではないのかという御指摘もございますが、一方、現在、医療機関が普通法人と争っているわけではありませんが、民間事業者と国立病院などを初めとする公立病院と、これは医療の面で争っている、争っているという言い方は不適切かもしれませんが、一緒に診療を続けてきております。

公立病院は御案内のとおり、固定資産税を初めとして法人税も含めて非常に恵まれているだけではなくて、税の投入も行われている。こうやってきてみると、官民格差というのは非常に大きい点もありまして、その結果、どういうことが起こるかという、看護師さんなどの確保についても公立病院のほうがはるかに有利になってきているという問題点がございます。

社会保障制度というのは、公的な制度があって民間が担ってくれるという、日本独特のやり方になってきておりまして、民間の事業者がきちんとした形で経営ができるような観点から、現在の税率の維持以上に、できれば官民格差の是正のために、この税率を引き下げるということも、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

3 番目に、高額な医療用機械等に関する特別償却制度の適用期限の延長についてでございます。

これは、国民の皆さんに良質な医療を提供する上で、医療機械への投資は不可欠ですが、医療機械の開発は、日進月歩で進んでおり、一定レベルの医療の質の維持をするためには、医療機械の早期の取得、買換えを行う必要性がございます。

例えば、MRI とか CT とか、こういったものですが、一方で、こういった医療機械と

というのは高額であって、医療機関の経営を圧迫する要因の1つとなっております。

また、医療機関には医療の安全を確保するための不断の取組みが求められておりますが、医療事故防止対策が施された人工呼吸器やシリンジポンプといった医療安全に資する医療機械にはまだ十分に普及しているとは言えない状況となっております。

このため、高額な医療機器と医療安全に資する医療用機械、それから機器の特別償却制度の延長を要望するものであります。

次に、試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除のお願いでございます。

これは、イノベーションの加速を通じて、我が国の成長力、国際競争力を強化することが必要ですが、資源が乏しい我が国にとって付加価値を産出する産業の育成は不可欠です。

そうした産業の中が医薬品そして医療機械企業等であって、これの支援が必要だと思っております。

きょうも山中教授とお会いさせていただきましたが、iPS細胞の応用については、創薬の部分で最も効果的にiPS細胞を使えるのではないかと。その創薬の支援をぜひお願いしたいということも言われております。

医薬品の開発の成功率というのは、約3万分の1でして、非常に低くて、多額の研究開発費の投入が必要であることから、医薬品、医療機器の企業等の試験研究を活性化するためには、こういった研究開発に対する継続的、安定的な支援が必要であって、そのために研究開発の原資を確保するために税制面での支援が必要であると考えておりまして、研究開発税制の総額型について、税額控除額の上限を現行の法人税額の2割から3割まで拡充することを求めたいと思います。

さらに追加して申し上げれば、自動車産業、それから家電産業と比較して、納税額は医療産業のほうが圧倒的に多くなっております。

この3つの産業に対して、自動車の場合にはエコカー減税、エコカー補助などが実施され、それから、家電などにはエコポイントの制度があって有利に働くようになっておりますが、今回の診療報酬改定でも5,000億の減額、それからジェネリックを3割に積み増ししろとか、要するに先発メーカーにとって非常に不利なことがずっと続いてきております。

この先発メーカーをやはり元気にしていくためには、こういう制度だけですから、税制上の何らかの優遇措置が必要ではないかと考えております。

それから、リーマンショックの後ですが、自動車業界、家電業界の納税額は大きく落ち込んでおります。それから、北米市場での売上げも大きく落ち込んでおりますが、製薬はほとんど北米市場での売上げが落ちておりません。不況にも極めて強い産業であるとともに、もう一点申し上げれば、自動車産業、家電業界は韓国や中国に追いつき、追い越されそうになっている状態の中で、韓国や中国はまだまだ創薬まで達してきていない。しかも、ライバル国は、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スイ

スなど限られておいて、こういった分野に対してもう少し力を入れていくということが極めて大事なことだと思っておりますので、この税制の支援をお願いしたいと思っております。

次に、医業の継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の創設でございます。

医療法人については、平成18年の医療法改正を踏まえ、現在は、解散時に出資持分の払戻し請求の問題が生じない、持分なし医療法人しか設立できないことになっております。

しかし、それ以前に設立された医療法人の多くは、現在もまだ持分あり医療法人のままであり、出資者が死亡した場合などにおいて、出資持分に係る相続税により、多額の法人資産が流出し、地域医療の継続が困難になるケースが出ております。

こうした状況を踏まえれば、持分のある医療法人から持分のない医療法人への速やかな移行を促進し、地域住民に良質かつ適切な医療を安定的に提供することが求められております。

このため、期限最長3年を定めて持分のない医療法人への移行を進めるため、医療法人に対しては、移行期間中の相続税、贈与税に係る納税を猶予する特例措置の創設を求めるところでございます。

次に、医療に係る消費税の課税のあり方の検討についてでございます。

消費税に関しては、医療の公共性を踏まえて非課税とされ、医療機関等の仕入れに係る消費税については、社会保険診療報酬等において消費税分は上乘せすることで手当てしてきたところでございます。

今般の消費税法の改正法においても社会保険診療に係る非課税の取扱いは維持されたところですが、医療機関等の行う高額投資に係る消費税負担に関しては、新たに一定の基準に該当するものに対し、区分して措置を講ずることを検討することとされました。

これを踏まえ、まずは8%の引上げに当たっての対応につき、厚生労働省において具体的な検討を開始したところですが、改正法の中では医療に係る消費税の課税のあり方については、引き続き検討することとされております。

医療に係る消費税に関しては、医療関係団体からゼロ税率、軽減税率の導入が求められているところであり、今後、消費税の軽減税率等について議論が行われる場合には、あわせて検討をお願いしたいと思っております。

次に、たばこ税に関してでございます。

たばこ対策につきましては、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、たばこ税及び地方たばこ税の税率の引上げを要望しております。

昨年度の税制改正大綱においても、たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要がある旨

の記載がなされており、平成 25 年度税制改正以降の税率引上げに当たっては、たばこ消費や税収、製造者等に及ぼす影響等を見極めた上で判断していくこととされております。

平成 22 年度の増税により、たばこの消費量は減少した一方で、税収とたばこ販売代金は上昇しており、厚生労働省といたしましては、恒久的かつ将来的に向けた税率の引上げを求めています。

次に、障害者の働く場に対する発注促進税制の拡充及び延長でございます。

障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労継続支援事業所等での工賃の引上げが重要であるものの、働く障害者の工賃は低い水準にとどまっております。また、民間企業の障害者の実雇用率は、法定雇用率を依然として下回っております。

このような状況の中で、本年 6 月に議員立法により成立した障害者優先調達推進法では、国は租税特別措置法に定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとするとしております。働く障害者の工賃を引き上げる、また、障害者の雇用をより促進する観点から、企業が就労継続支援事業者等に対する発注額を前年度より増加させた場合、企業が有する固定資産について割増償却を認める特例措置の期間延長とともに、優先調達推進法の対象範囲を踏まえ、適用となる働く場の対象の拡大を求めます。

最後になりますが、生活衛生関係事業者の事業活動の振興のための税制上の措置でございます。

飲食、理美容、クリーニングの生活衛生関係営業は、国民生活に不可欠なサービスを提供しておりますが、大半が中小零細事業者によって担われていることから、これらの事業の振興や経営の活性化を図るために、生活衛生同業組合等が高齢社会等のニーズや課題に即した共同利用施設を導入した場合の特別償却措置の延長を求めるところでございます。

施設の利用の例といたしましては、移動の理美容バス、高齢者が商店街に出かける際に利用するバス、人材育成を含む事業継続支援の拠点などの共同利用施設などを考えているところでございます。

また、厳しい経済状況を背景に、飲食店の売上げが伸び悩んでおります。恐らく先生方の御地元の飲食店街も大変苦勞されているのではないかとと思いますが、その中で、企業の交際費も年々減少傾向にございます。飲食店等の売上げにもマイナスの影響を及ぼしていると考えられ、交際費については、資本金 1 億円以下の中小法人は 600 万円までは損金算入が認められておりますが、大法人は原則として損金算入が認められておりません。

このため、厳しい経済状況や消費税率の引上げも踏まえ、大企業を中心に交際費課税を緩和することで飲食店等の国内需要を喚起し、日本の経済の活性化を図っていく

必要性があるのではないかと考えているところです。これは、税制要望ではありませんが、あわせて国家公務員の倫理法も緩和することによって、この接待交際費課税というものを緩和していただくと、さらに経済効果が生まれるだけでなく、なかなか民間の方々ときちんと議論ができないから、行政の政策が劣化してきているということも、私は防げるのではないかと考えておりますので、最後の点は、ぜひよろしくお願ひしたいところです。

以上でございます。

○大久保財務副大臣

ありがとうございました。それでは、討議に入りたいと思いますが、御質問、御意見がある方は挙手をお願いします。私のほうで御指名をさせていただきたいと思ひます。

石津総務大臣政務官、お願いします。

○石津総務大臣政務官

石津でございます。ただいまの櫻井先生の御要望に対して、総務省の立場からコメントをさせていただきたいと思ひます。

まず、第1点でございますが、社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続と、それから医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減税率の存続についてでございます。

まず、そもそも論からお話し申し上げますと、医療機関も都道府県の行政サービスを受けていると、こういうようなことでございますので、すなわち応益課税である事業税についても御負担をいただくのがしかるべく措置ではないかと考えております。

そして、社会保険診療報酬につきましては、御案内のとおり、国税においては課税をされておりますが、一方で、地方税である事業税については課税できないようになっております。これは、地方から見ますと大変不合理な措置でございます、基本的な見直しが必要ではないかと考えております。

最後でございますが、いわゆる自由診療部分に対する医療法人の軽減税率については、御案内のとおり、昨年度の税制改正大綱では税負担の公平を図るというような観点から、今回の税制改正において抜本的に検討するようにと、このようなことになっていると記憶いたしております。よりまして、厚生労働省におかれましても、この点につきまして真摯な御検討をお願いしたいと、このようなことでございます。

私からのコメントは、以上でございます。

○大久保財務副大臣

ありがとうございました。それでは、櫻井副大臣、お願いします。

○櫻井厚生労働副大臣

おっしゃることは、そのとおりだと思ひています。何が公平なのかについて、ぜひきちんとした議論をしていただきたい。例えば、法人税のところでは申し上げれば、診

療報酬というところでも、基本的に申し上げると、自由診療を除けば医療法人というのは、収入は限られております。

そうなってくると、果たして本当に株式会社と同じ税率でいいのかどうかということもあわせて御議論をいただきたいと思えます。

それから、先ほど申し上げたとおり、公立病院というのは何のためにできたのかというと、戦後の復興期に地域医療の担い手がなかったのが公立病院ができ上がって地域医療を担ってまいりました。

現在は、地域医療の担い手は民間病院でございます。そうすると、その民間病院と公立病院が、本当に同じ条件で対等な立場で競争できているのかどうか、この点についても、地方の税制ということよりも、医療の現場で働いている方々の立場も御理解いただかなければいけない点だと思えます。

ですから、今回は国立病院に関しても例外なく、国立病院として政策医療を担わないのであれば、私はこれの民営化も含めて検討するべきではないのかと思っております。こういった観点から、全体で医療行政の中での公平性ということもあわせて御議論いただきたいと思えます。

○大久保財務副大臣

近藤洋介副大臣、お願いします。

○近藤経済産業副大臣

ありがとうございます。櫻井副大臣のほうから研究開発減税について御提言がございました。医薬品や医療機器のライフイノベーション分野を初め、全ての産業分野における国際競争力の基盤はR&Dであります。

平成22年度で、約6,600社がこの制度を利用しておりますが、うち約4,000社が中小企業も活用しているわけでありまして。

しかしながら、足元では民間研究開発投資が非常に大きく減少して、政府目標の3%を大きく下回っているのが現状であります。また、海外にR&D拠点を移す企業も最近増えてきたわけでありまして。

昨今の円高で根こそぎ空洞化の危機が迫っているわけでありましてけれども、我が国の国際競争力を高めるとともに、R&Dの空洞化防止を図るためにも、この研究開発税制の拡充について、是非とも実現をしていただきたいと思えます。

もう一点、櫻井副大臣のほうから交際費課税の拡充の御発言がございました。こちらのほうは、やはり地域経済、特に中小企業の商店街等々の活性化という観点からも極めて大事な御提言だろうと思っております。

きょうは、党の中野会長代行もお見えでございますが、党側の議論としては、経済産業部門として、この点の拡充も盛り込んだところでございますが、経済産業省としても、この御提言は非常に重要だということだけ申し上げたいと思えます。

○大久保財務副大臣

ありがとうございます。まず、交際費課税と研究開発課税に関しては、次回、経済産業省のほうから要望がありますから、このときにしっかりと議論させてもらえたらと思いますが、櫻井副大臣と近藤副大臣の件に関しては承知しておりまして、今後、しっかりと議論していきたいと思います。様々な意見もありますが、そこは今後議論したいと思います。

では、峰崎参与、どうぞ。

○峰崎内閣官房参与

直接厚生労働副大臣に対する質問ではないですが、今の議論なんかも全部そうなのですけれども、この3年間あるいは4年間くらい、ずっと租特の問題について議論をして「ふるい」とかを出してきたのですが、この会は、非金融機関の企業部門というのは貯蓄超過に、要するに設備投資をしないで、まさに内部留保を広げていっているわけですね。

そういう意味で、租税特別措置あるいはさまざまな優遇措置は、必要なものはやっていかなければいけないし、多分、租特透明化法に基づく実態調査も出てくると思います。

私は、これから各省庁でそういう産業、企業の活性化というのはものすごく重要なことだと思うのですが、それが一体、国内雇用にどう結びついてきたのかという点を、そこは少し重視していろんな問題提起をされて、いろんな議論をしていったほうがいいのではないか。そういう意味では、設備投資がどんどん広がっていかないというのが、今の一番大きな問題ですから、ぜひそういった点で租特税制が活性化できるのを、私も必要な限り応援したほうがいいのではないかと考えているのですが、その点は、ぜひこれからの議論の中で展開していただければと思います。

○大久保財務副大臣

これは、来週、近藤洋介副大臣の経産省の提言も踏まえて、またしっかりと議論していきたいと思います。

では、櫻井副大臣、お願いします。

○櫻井厚生労働副大臣

今、峰崎先生からお話があったのは、私はそのとおりだと思っております。

問題は、これまでいろんな租税特別措置法で実施してきたものについてのデータが十分取れてこなかったと。ですから、今までやってきたものについてどうだったのだと、だから認める、認められないという議論になると、相当つらいものがございます。

ですから、今回の要望に関しても、もちろん恒久的に最初からやってくださいというお願いではなくて、何年間に限定していただいて、そして、この政策についてどうだったのかということきちんと検証をすることも含めて、今、我々が経済を活性化する上において必要な政策だと思っておりますので、これは済みませんが、こういうことをやることを前提に御議論をいただきたいと思います。

それから、必ず財務省はペイ・アズ・ユー・ゴー原則を持ってきまして、何かの減税だと何かを増税しろという話をされますが、そんなことをやっていたら経済は縮小していただくと、私は思います。

そうではなくて、ではこういう政策を採って、もし増収になった場合には、この増収分は一体誰の手柄になって、誰が取れるのでしょうか。財務省は、自分たちの目先のところだけを必ず言ってきて、今回のことについても、ここが接待交際費課税のことが減税になるのなら、どこか他のところで増税のところを持ってこいと、そうじゃないと政策を認めてくれないような点がありますが、ここの点は、私は大きな間違いだと思っていますので、これは政治家の判断ですから、是非ここの内容について、これは見通しが立ちそうだということについては、やはり思い切って、私は政策を打っていくべきではないのかと思いますので、その点について御検討いただきたいと思います。

○大久保財務副大臣

ほかの論点で御意見、御質問はありますか。繰り返しますが、交際費及び研究開発税制に関しては、しっかりと次回以降で議論したいと思います。櫻井副大臣の論点もしくは峰崎参与の論点、しっかりと承りたいと思います。

それでは、私のほうで事務的なことを御説明したいと思いますが、まず、これから事務的に論点の整理を十分にさせていただきます。また、議論を通じて項目の絞り込みに協力いただきたいと思っております。

櫻井副大臣、帰る前に2点だけ申し上げたいと思います。社会保険診療報酬の所得計算の特例の存続について、これは昨年の税制改正大綱に書いてありますが、小規模医療機関の事務処理の負担を軽減するという特例の趣旨に沿ったものとなるよう、課税の公平性の観点を踏まえ、厚生労働省において適用実態を精査した上で検討、こういうふうになっております。そのことを踏まえまして、適用実態等について分析結果を後日、税制調査会に是非報告していただきたいと思っております。

また、本日言及がありませんでしたが、年金課税のあり方の検討については、世代内の公平性の確保という社会保障・税一体改革大綱に示された方向性及び税制抜本改革法の規定に沿って、今後の年金制度改革の方向性を踏まえつつ検討を進めていきたいと思っておりますが、よろしく申し上げます。

○櫻井厚生労働副大臣

昨年、会計検査院からそういう指摘がございますので、例えば、自由診療の部分が余りに多いような場合、ここについてはいろんな意味で検討しなければいけないのではないかと、その点についてはそのとおりでと思います。

それから、この税制に関していうと、今、まさしく社保と税の一体改革の議論がございましたが、来年度、再来年になるのでしょうか、消費税が引上げになりますから、そのときに全体を含めた医療に関しても議論していくべきだと思っています。

年金についてもおっしゃることはよくわかっておりますので、それについても議論をきちんとさせていただきたいと思います。

○大久保財務副大臣

承知しました。それでは、次に移りたいと思います。

次に、内閣官房からヒアリングを行いたいと思います。繰り返しになりますが、時間が限られておりますので、めり張りのついた説明をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、お願いします。

○前川内閣府副大臣

内閣府の副大臣を拝命いたしました、前川清成でございます。大久保副大臣の御指示でございますので、いつものように時間は短く、その分、心を込めて御説明申し上げます。

○大久保財務副大臣

ありがとうございます。

○前川内閣府副大臣

まず、内閣官房でございますが、1点だけ。稼働中の産業遺産を世界遺産登録に推薦する場合の非課税措置に関する創設のお願いでございます。

私の選挙区の奈良県は、海もありませんし、空港もありませんし、新幹線もありませんし、信用組合もありませんが、世界遺産は3つあります。

他方で、世界遺産のないところもございまして、今、八幡製鉄所でありますとか、三菱長崎造船所あるいは岩手県の釜石鉱山、現在も使われている稼働中の産業遺産を世界遺産に登録する、そんな動きがあります。

世界遺産につきましては、世界遺産条約に基づきまして適切な保全措置をとることが求められます。

このために、例えば、対象が法隆寺ですとか、奈良の東大寺といったような非稼働資産である場合には文化財保護法に基づきまして、現状変更等々については文化庁長官の許可を得なければならない。こういうことで保全されるわけですが、この制約を受けることの反面として、見合った所有者の負担軽減を図るために、固定資産税及び都市計画税が全額非課税になっております。

稼働中の産業資産について、この文化財保護法に基づく措置をとりますと、一切の改変が許されない、文化庁長官の許可をとらなければならない、こういうことになってしましまして、所有者の御納得というか、同意を得られなくなってしまいます。

そこで、景観法や港湾法に基づく規制、つまり一定の範囲でルールを決めて景観等に重大な影響を与えないのであれば、改変することについて市町村長が許可を与えると、こういうルールに基づいて、稼働中の世界遺産を保全するという方向が検討されておりますけれども、しかし、その場合には、制約に見合った負担軽減のための非課

税措置がございません。文化財保護法に基づく制約であれば、全額固定資産税が免除されますが、景観法に基づく制約であれば、何ら減税措置、非課税措置がございません。

そうであれば、稼働中の産業資産を持っている所有者の同意、協力を受けることができませんので、文化財保護法に基づく制約の場合と同様に、景観法等に基づく制約の場合にも非課税の措置をお願いしたい。

これが、内閣官房から、ただ1点のお願いでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○大久保財務副大臣

ありがとうございました。それでは、討議に入りたいと思います。質問、御意見がございましたら挙手をお願いします。

次に行ってよろしいでしょうか。

ないようでしたら、次に前川副大臣から、今度は内閣府に関してヒアリングを行いたいと思います。

前川副大臣、よろしく申し上げます。

○前川内閣府副大臣

内閣府からは、これも1点に絞らせていただいて御説明を申し上げます。

「内閣府 平成25年度税制改正要望」と書かれた資料、表紙だけおめくりをいただきたいと思います。

NPO法人に対する寄附税制に関するお願いでございます。特定非営利活動法人、普通に使われているようにNPO法人と使わせていただきますが、このNPO法人や公益社団法人、財団法人に対する寄附につきましては、寄附金額が2,000円を超えた場合に、2,000円を控除して、その残額について寄附金控除の対象となります。

しかし、そうではなくて、それであれば少額の寄附について十分な寄附金控除が行われませんので、ぜひ2,000円を控除することなく、2,000円を超える寄附については、その全額について寄附金控除をお認めいただきたいと、この点が内閣府から、ただ1点に絞ってお願いをさせていただこうと思います。

ただ、資料としては、例えばですが、PFIの関係あるいは地域活性化、子育て支援等々についてもお願いをさせていただきたいということで資料を添付させていただきますので、これは後刻、お目通しをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○大久保財務副大臣

ありがとうございます。要領を得た簡潔な説明を本当にありがとうございます。

1点だけ申し上げたいと思いますが、寄附控除の年末調整化については、御承知のとおり、経団連や日商が源泉徴収義務者の事務負担の問題等から導入に反対していることも踏まえまして、実施可能かどうか慎重に検討すべき課題であるということを承

知しております。この点に関して、今後しっかりと議論してまいりたいと思います。
どうぞ。

○前川内閣府副大臣

今の点、簡単に申し上げますと、要するに、今、2,000円を超える寄附をした場合には必ず確定申告をしないと寄附金控除が受けられない。これで、寄附者の皆さん方が面倒くさいので、年末調整で何とかならないかと、こういうことなのですが、今、大久保副大臣おっしゃったように、特に中小零細企業の場合には、年末調整の手続がかえって面倒くさくなるということでございますので、昨年の税制改正大綱の中でも、年末調整を行う、源泉徴収義務者のほうの意見も十分に聞いて議論するようにと、こういうふうになっておりますので、また、引き続きこの場所で御相談をさせていただけたらと思っております。

以上でございます。

○大久保財務副大臣

石津総務大臣政務官、お願いします。

○石津総務大臣政務官

石津でございます。ただいまの寄附金税制についてでございますが、御承知のとおり、23年度税制改正におきまして所得税も含めた大幅な制度の見直しを行ったところでございます。

そして、また、ただいま御指摘がございましたけれども、個人住民税においても適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げまして対象法人の拡充を図っているところでございまして、その効果の検証はまだできるような状況ではございませんので、この検証をしっかりとやった上で、もう一回議論をさせていただければと、このように考えております。

以上でございます。

○大久保財務副大臣

ほかに、御意見、御質問はございませんでしょうか。

峰崎参与、お願いします。

○峰崎内閣官房参与

今のは実績ですね、いわゆる2,000円は切って、それ以外の税額控除というのは、もう既に統計上は出てきているのですか、どのくらいの利用が広がったとか、実績はまだ出てきていないのですか。

○大久保財務副大臣

前川副大臣、お願いします。

○前川内閣府副大臣

峰崎先生からお尋ねの点でございますけれども、平成18年に5,000円に引き下げしております。その際には、15万人から18万人に寄附者がふえております。

平成 22 年に 2,000 円に引き下げておりますけれども、その際は、前年の 20 万人から 22 万人に寄附者が増加いたしております。

以上でございます。

○大久保財務副大臣

よろしいでしょうか、峰崎参与。

○峰崎内閣官房参与

はい。

○大久保財務副大臣

ほかに意見あるいは質問はございますか。

無いようでしたら、次に進んでよろしいでしょうか。

前川副大臣、ありがとうございます。

それでは、続きまして財務省にヒアリングをしてもらいたいと思います。

武正副大臣、お願いします。

○武正財務副大臣

それでは、財務省の平成 25 年度税制改正要望について御説明いたします。資料がございますので御覧いただきたいと思いますが、1 ページに要望事項の一覧がございますが、時間もございませんので、ここでは酒類業に関する要望について御説明いたします。

2 ページをお開けください。

日本酒造組合中央会が行う信用保証事業の抵当権の設定登記等に係る税率の軽減について御説明いたします。

日本酒造組合中央会が清酒製造業等の安定に関する特別措置法に基づいて実施している信用保証事業に係る担保の抵当権設定登記等について、平成 25 年 3 月まで登録免許税の軽減措置が講じられております。

本措置により、清酒製造業者の担保提供を容易にし、その融資時における業者の負担が軽減され、資金の融通の円滑化が図られることから、この軽減措置の適用期限を 2 年間延長することを要望するものであります。

次に、3 ページの清酒等に係る酒税の税率の特例期間の延長及び 4 ページのビールに係る酒税の税率の特例期間の延長について一括して御説明いたします。

清酒等及びビールについては、当年度の課税移出数量のうち 200 キロリットルまでのものについて、平成 25 年 3 月まで酒税の軽減措置が講じられております。

これらの措置について、多くの酒類製造者がその適用を受けており、酒類製造資金の融通が図られるなど、中小零細業者の経営の安定に大きく寄与していることから、この軽減措置の適用期限を 3 年間ないし 5 年間延長することを要望するものであります。

説明は、以上でございます。

○大久保財務副大臣

ありがとうございました。続きまして討議に入りたいと思います。御質問、御意見がございましたら、挙手をお願いします。

峰崎参与、お願いします。

○峰崎内閣官房参与

これは、お酒のところなのですけれども、民主党は野党時代からずっと議論してきたときに、アルコール度数に応じて将来は課税をしていったらいいのではないかという考え方を持っていたのですが、いきなりアルコール度数課税というふうにはいかないと思うのですが、特に今ここで出ているビールですけれども、これは地ビールのことだと思いますが、ビールというところの範疇が今、本物のビール、それから第三のビール、それから発泡酒ということで、いろんな税が出てきて、その中で、ある意味ではお水よりも安いようなビールが出て、しかも海外から入ってきたりしているという、そういう意味でその税のあり方は少しゆがんでいるのではないか、これは今後の税調の議論の中でどこかで議論していただければと思っております。

○大久保財務副大臣

その点について、武正副大臣、お願いします。

○武正財務副大臣

ビール風酒類と言うのでしょうか、新しいジャンル、商品が増税された場合には、韓国からなどの海外から輸入される商品のみならず、日本で生産された商品の税負担も増加することから、我が国の酒類製造者にも影響を及ぼすことにもなります。財政物資である酒類に係る税負担のあり方を検討する際には、業界の現状や酒類製造者の経営に与える影響等も踏まえた議論を、今、峰崎先生からお話があったように、政府税調でお願いをしたいと思っております。

○大久保財務副大臣

承知しました。ほかに御意見、御質問はございますか。よろしいですか。

それでは、終了したいと思います。

続きまして、農林水産省からのヒアリングをお願いしたいと思います。

吉田農水副大臣、よろしく申し上げます。

○吉田農林水産副大臣

農林漁業関係の主要要望事項について御説明申し上げます。

大きく2つの点について御説明したいと思います。

まず、1点目でございますが、森林吸収源対策等の推進に資する税制措置の創設につきまして、配付資料の1ページを御覧いただきたいと思っております。

我が国の2013年以降の地球温暖化対策のうち森林吸収源対策につきましては、昨年のCOP17等で国際的に合意されましたルールに従って、森林吸収量の算入上限値3.5%を目指すこととしておりまして、この方針は、日本再生戦略や革新的エネルギー・環

境戦略におきましても明記されているところでございます。その対策に必要な財源を確保することが必要だと思えます。

このため、全化石燃料を対象といたしまして、森林吸収源対策のための税制措置を創設することや、ガソリン税の当分の間の税率の現行の負担水準を維持することなどによりまして、それら税収を森林吸収源対策、木材利用拡大対策に係る歳出に充当できる措置を創設することが必要であると思えます。

このような要望につきましては、全国知事会等の地方自治体を初め、関係方面からの要請が極めて強いので、ぜひ実現に向けて御論議いただくよう、お願い申し上げます。

2点目でございますが、農業経営基盤強化準備金制度の延長について配付資料の3ページを御覧いただきたいと思えます。

民主党政権の発足に伴い、意欲ある全ての農業者が農業を持続できる環境を整えるため、農業者所得補償制度が導入されたところでございます。

この戸別所得補償制度の交付金を対象といたしまして、農業経営基盤強化準備金制度を維持することにより、農地の集積や農業用機械への投資が加速されるよう支援していくことが必要だと思えます。

本特例措置は、本年度限りで適用期限が到来いたしますので、その期限の2年間の延長につきまして、是非よろしくお願いをする次第でございます。

なお、農地利用集積を加速するための措置として、農地の売買に対する課税の軽減措置の延長、拡充もあわせて要望しておりますので、こちらもよろしくお願ひしたいと思えます。

さらに、配付資料の4ページ以下が参考資料となっておりますが、ここに今申し上げた農地の売買に対する特例措置のほか、相続税、贈与税の納税猶予制度の要件の見直し、米の新用途への利用の促進、バイオディーゼル燃料の利用の促進、消費税引上げに対する農林漁業者の対応の円滑化等に関する要望の資料をおつけしてございますので、これらにつきましてもよろしくお願いを申し上げます。

私からの説明は、以上でございます。

○大久保財務副大臣

ありがとうございました。それでは、討議に入りたいと思えます。

近藤洋介副大臣、お願いします。

○近藤経済産業副大臣

吉田農林副大臣より、全化石燃料を課税対象とした新たな新税でございますか、この創設という御提案がございましたが、私は大変驚きを持って今の御提案を受けとめております。この新税なるものが一体どういうものなのか、ちょっとこの御提案だけではよくわからないわけではありますが、御存じのとおり、地球温暖化対策税は、大変多くの議論を経て、与党そして政府内でも大変な議論の中で、今般、政権として再生

可能エネルギーの導入拡大や省エネルギー対策の抜本的な強化といった財源を獲得するために、石油石炭税に上乘せするという形で導入をされたばかりであります。

この地球温暖化対策税は、今後の引上げが予定されておるわけでありまして、そういう中で、また更なる税を創設するというのは、一体どういうことなのか、これまでの政府内の議論をどのように受けとめてこのような提案をされているのか、全く理解不能であり、言語道断だろうと思います。

この地球温暖化対策税については、使途を森林吸収源に拡大するという議論が過去にあったことは認識をしておりますけれども、しかし、この創設に当たって大変な議論の中でエネルギー対策、省エネ対策、新・再生可能エネルギーの普及といったものに充てるということが創設時における合意内容であったかと、このように思いますので、その使途拡大をもし石炭税の上乗せということを目論んでおられるとするならば、到底理解が得られるものではありません。

私も個人的には、山形県という森林の県の選出の議員でありますから、森林整備の重要性は十分理解をしておりますが、これまでの議論の積重ね等を考えますと、新税が導入されたこの時点で、新たなものを提案されたということは理解不能でございますし、私ども経済産業省としては反対でございます。

以上です。

○大久保財務副大臣

吉田副大臣、何かございましたら、どうぞ。

○吉田農林水産副大臣

農林水産省といたしましては、平成 24 年度の税制改正大綱におきまして、平成 20 年度以降の地球温暖化対策の国内対策の策定に向けまして、検討する中で、国全体としての財源確保を引き続き検討されていることを踏まえて、既存の地球温暖化の対策のための税とは別に、森林吸収源対策のための新たな税を創設することを要望しているということでございます。決めたわけではないです。

○大久保財務副大臣

前川副大臣、お願いします。

○前川内閣府副大臣

近藤副大臣から厳しい御指摘でございましたけれども、私は、将来的なことを考えると、温暖化対策には取り組まなければならないし、そのための財源としては、化石燃料に課税するというのは、1つの考え方ではないかと思えます。

ただ、今の時期は、御案内のとおり、原子力発電所がああいう状態になっていて、化石燃料に大きく依存していると。

その結果として、去年の貿易収支も赤字になってしまったと。この時期に化石燃料への課税というの、国民経済に対する影響が余りにも大き過ぎるのではないかと、いうことを蛇足ながら申し添えさせていただきたいと思えます。

以上です。

○大久保財務副大臣

ほかにございませぬか。吉田副大臣はよろしいですか。

○吉田農林水産副大臣

はい。

○大久保財務副大臣

それでは、幾つかの要望、そして大きな議論がありましたので、今後、事務的に論点を整理してまいりたいと思ひます。ぜひ議論を通じて項目の絞り込みに農林水産省の皆さん、御協力よろしくお願ひいたします。

続きまして、生方副大臣、お待たせしました。最後になりますか、環境省からのヒアリングを行いたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○生方環境副大臣

環境副大臣の生方でございます。環境省の平成 25 年度の税制改正要望について御説明申し上げます。

環境省の要望事項につきましては、1 ページと 2 ページに一覧を掲載しておりますので、御覧いただきたいと思ひます。

1 ページをおめぐりいただき、資料の 3 ページ、第 1 に総括事項としての税制全体のグリーン化の推進があります。低酸素社会、循環型社会、自然共生社会など幅広い環境分野におきまして、税制を通じた持続可能な社会づくりを実現することが重要です。

おかげさまで、地球温暖化対策のための税が本年 10 月から施行されております。本税は 3 年半かけて段階的に施行され、平成 28 年 4 月に完全施行となりますので、エネルギー起源 CO2 排出抑制対策を強化するために、引き続き御支援と御理解のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

加えて、エネルギー課税については、社会保障・税一体改革法において地球温暖化対策等の観点から、当分の間、税率が維持されていることや、この地球温暖化対策税の導入を踏まえ、引き続き検討するとされておりますので、ほかのエネルギー課税についても環境負荷抑制のため、税率維持と地球温暖化対策への優先充当をお願ひしているところでございます。

また、車体課税についても社会保障・税一体改革法等において見直しを行うこととされているところであり、エコカー減税など現行の車体課税のグリーン化による環境効果を十分踏まえ、御議論をお願ひしたいと考えております。

とりわけ、公害健康被害の補償財源の安定確保が不可欠であることを付言させていただきます。

資料の 4 ページを御覧ください。

同様にグリーン化の観点から関係団体からの要望等も踏まえ、個別の要望をお願ひ

しておりますが、特に本日強調させていただきたい事項として3項目ございます。

まず、廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の短縮。

2点目、対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録における狩猟税の税率の特例の延長。

3点目、汚染廃棄物等の処理施設の設置に係る簡易証明書制度がございます。

以上、簡単ではございますが、いずれも環境政策を推進する上で、ぜひとも必要な税制改革要望でございますので、何とぞ、よろしく願いいたします。

○大久保財務副大臣

ありがとうございました。それでは、討議に入りたいと思います。

前川副大臣、お願いします。

○前川内閣府副大臣

4ページの廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の件について申し上げたいのですが、ちょっと私は今、正確に記憶がないのですが、産業廃棄物等々で、今、相当部分は中間処理をされておりまして、最終の埋立て処理をされているのはごくわずかな割合になっております。

それで、ここに掲げられておりますブルドーザーやパワーショベル等々は、最終埋立て処分する際に必要な機材かと思いますが、最終の埋立て処分を応援するという税制ではなくて、むしろ埋立て処分ではなくて、中間処理を後押しするような税制のほうが環境にとって好ましいのではないかと、こういうふうに思いますので、その点、申し上げさせていただきたいと思います。

以上です。

○大久保財務副大臣

この点、生方副大臣、何かありますか。

○生方環境副大臣

実態として現在の耐用年数よりも大幅に短いということでございます。実態に合わせた税制改正を是非ともお願いしたいという要望でございます。

○大久保財務副大臣

ほかに、御意見、御質問はございますか。

それでは、環境省のほうから多くの要望がありましたので、事務的に論点の整理を行いたいと思います。

環境省の皆さんは、議論を通じて項目の絞り込みに御協力を是非お願いしたいと思います。

それでは、本日の会議は以上であります。スムーズな議事運営、御協力本当にありがとうございました。

次回に関して申し上げますが、10月23日、来週の火曜日を予定しております。本日に引き続き、各省からヒアリングを行います。本日と同じ場所で開催する予定ですが、詳細は追って事務局より御連絡申し上げます。

本日は、どうもありがとうございました。

【閉会】

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。